

令和5年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R5. 10. 19	R5. 11. 1	・ 第19期東京都自然環境保全審議会第2回規制部会 議事要旨 ・ 第19期東京都自然環境保全審議会第3回規制部会 議事要旨 ・ 第118回東京都自然環境保全審議会 議事録	48	1															環境局 自然環境部 計画課
2	R5. 11. 2	R5. 11. 9	令和5年度第三排水処理場ブロワ棟電気室屋上防水改修工事 工事設計書、工事費内訳、工事種別内訳、建築工事種目別内訳、建築工事科目別内訳、建築工事中科目別内訳、建築工事細目別内訳、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、共通仮設費（積上）明細、有価物売却費明細	18	1															環境局 資源循環推進部 廃棄物埋立管理事務所
3	R5. 11. 2	R5. 11. 9	05-00387 浜町水質汚濁常時監視室撤去工事 上記案件の金額入り内訳設計書一式（諸経費計算書含む）	71	1															環境局 自然環境部 水環境課
4	R5. 11. 7	R5. 11. 10	産業廃棄物処理施設設置許可申請書	130	1															環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課
5	R5. 11. 10	R5. 11. 22	「〇〇（大学名）共創進化型自立分散エネルギー・ネットワーク共創拠点施設（ZEB Ready）新営工事」について、東京都自然保護条例の規定による開発行為の該当非該当を判断した文書一式。相談カード等を含む。決裁文書等を含む。 CD-Rへの写しを希望します。 なお、上記工事は自然林の伐採を伴うものと推測されず。 〇〇（自治体名）では上記工事について〇〇（自治体名）条例の規定による手続きがされています。					1											本件請求に係る当該公文書に関しては、実施機関において取得及び作成しておらず存在しない。	環境局 多摩環境事務所 自然環境課
6	R5. 10. 3	R5. 11. 27	産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和元年度から令和3年度実績分）	8994		1						1							別紙1及び2のとおり	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

「条例」:東京都情報公開条例

文書名		開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由
産業廃棄物管理票交付等状況報告書H31・R2実績【Excelデータ】				
V列	排出量	排出量	条例第7条第3号	法人の公にされていない事業活動に関する具体的な情報であり、当該法人の競争上の地位及び事業運営が損なわれると認められるため。
Z列	1再委託収集運搬業者名称	再委託収集運搬業者の名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AC列	1運搬の氏名又は名称	収集運搬業者(第1区間)の氏名又は名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AF/ AG列	1運搬都道府県 1運搬先所在地	収集運搬業者(第1区間)が運搬した運搬先所在地	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AI列	再委託処分名称	再委託処分業者の名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AL/ AM 列	再委託処分都道府県 再委託処分住所	再委託処分事業場所在地	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AO 列	処分受託者の氏名又は名称	処分業者の氏名又は名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AR/ AS列	処分都道府県 処分事業場所在地	処分事業場所在地	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AV列	2収集運搬業者名称	収集運搬業者(第2区間)の氏名又は名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AY/ AZ列	2運搬都道府県 2運搬先事業場所在地	収集運搬業者(第2区間)が運搬した運搬先所在地	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
BB列	3収集運搬業者名称	収集運搬業者(第3区間)の氏名又は名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
BE/B F列	3運搬都道府県 3運搬先事業場所在地	収集運搬業者(第3区間)が運搬した運搬先所在地	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
BH列	4収集運搬業者名称	収集運搬業者(第4区間)の氏名又は名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
BK/ BL列	4運搬都道府県 4運搬先事業場所在地	収集運搬業者(第4区間)が運搬した運搬先所在地	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
BN列	5収集運搬業者名称	収集運搬業者(第5区間)の氏名又は名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
BQ/ BR列	5運搬都道府県 5運搬先事業場所在地	収集運搬業者(第5区間)が運搬した運搬先所在地	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

「条例」: 東京都情報公開条例

文書名		開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由
産業廃棄物管理票交付等状況報告書R3実績【Excelデータ】				
W列	排出量	排出量	条例第7条第3号	法人の公にされていない事業活動に関する具体的な情報であり、当該法人の競争上の地位及び事業運営が損なわれると認められるため。
AA列	1再委託収集運搬業者名称	再委託収集運搬業者の名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AD列	1運搬の氏名又は名称	収集運搬業者(第1区間)の氏名又は名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AG/AH列	1運搬都道府県 1運搬先所在地	収集運搬業者(第1区間)が運搬した運搬先所在地	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AJ列	再委託処分名称	再委託処分業者の名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AM列	処分受託者の氏名又は名称	処分業者の氏名又は名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AP/AQ列	処分都道府県 処分事業場所在地	処分事業場所在地	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AT列	2収集運搬業者名称	収集運搬業者(第2区間)の氏名又は名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AW/AX列	2運搬都道府県 2運搬先事業場所在地	収集運搬業者(第2区間)が運搬した運搬先所在地	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AZ列	3収集運搬業者名称	収集運搬業者(第3区間)の氏名又は名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
BC/BD列	3運搬都道府県 3運搬先事業場所在地	収集運搬業者(第3区間)が運搬した運搬先所在地	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
BF列	4収集運搬業者名称	収集運搬業者(第4区間)の氏名又は名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
BI/BJ列	4運搬都道府県 4運搬先事業場所在地	収集運搬業者(第4区間)が運搬した運搬先所在地	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
BL列	5収集運搬業者名称	収集運搬業者(第5区間)の氏名又は名称	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
BO/BP列	5運搬都道府県 5運搬先事業場所在地	収集運搬業者(第5区間)が運搬した運搬先所在地	条例第7条第3号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。